

令和4年度第9回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和4年12月5日（月）
午前9時27分～午前10時34分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 24人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 21番 島田 一郎 24番 宮田 好一
委 員 1番 杉林 清則 2番 熊南 昭浩
3番 山崎 修 4番 西田 清範
5番 田中 輝男 6番 森 悦雄
7番 古田 茂 8番 田中 善憲
9番 大場 忠勝 10番 大橋 芳信
11番 大浦 清貴 12番 山崎 巖
13番 福山 英則 14番 仲田 茂男
15番 下村 帝 16番 北森 正誠
17番 渡辺 正志 18番 金田 修一
19番 長谷 幹夫 20番 金木 洋子
22番 中井 義則
4. 欠席委員 なし
5. 議 題 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第37号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第39号 空き家に付随した農地の指定について
報告事項第31号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第32号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について
報告事項第33号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、出席委員数は24名でございます。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和4年度第9回富山市農業委員会月次総会を開催します。

会長 議事に入ります前に、皆様にご報告があります。

去る11月15日、島田委員におかれましては、令和4年度富山市優良農林漁業者の園芸部門において、長年の活躍が評価され、表彰を受けられました。

誠におめでとうございます。

今後とも、富山市の農業のために、頑張ってくださいと思います。

会長 それでは、議事に入ります。

本日は、議案4件、報告事項3件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。5番田中委員、6番森委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第36号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第36号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書は1ページから3ページまでです。

今回の申請件数は8件で、申請面積は27,267.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧

ください。

1番は、労働力不足のため、近隣の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

2番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。

3番は、経営の縮小のため、所有権を移転するものです。

4番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。

5番は、経営の縮小のため、所有権を移転するものです。

3番、4番と5番の譲受人は同一人です。

譲受人の経営面積は、なしの状況となっておりますが、3番の申請地は以前、令和4年4月1日から譲受人が譲渡人と利用権を設定のうえ、耕作しておりました。今回の3条申請に当たり利用権は解約しております。

6番、7番と8番は、労働力不足のため、隣接地の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

〇〇委員 3番、4番、5番について、●●委員から報告がございました。新規就農者の立地条件を考えると、上市からはたして富山市内の3箇所に対して農道等管理含めまして、対応できるのか。耕作放棄地に最終的にならないよう確認しながら、ご本人の相談を聞きつつ対応をしていっていただきたいと思います。

●●委員 今年借りるという話をしていただきまして、今年1年見ていました。ほぼ見に行った時は毎回奥さんと2人で来ていた。上市からわざわざ毎日来られる訳ですが、3番の農地と勤めておられる職場が本当に近く、農作業をすることに対して今年支障はありませんでした。

〇〇委員 1年目ですから、対応されていたと思いますが、この後、2年3年が心配なんです。新規就農者がままたらんとすることで耕作を放棄される方もおられるので、シビアにご確認していただきたい。

●●委員 僕も見回り、アドバイスしたりお会いしたりして指導していき

いと思っています。

〇〇委員 私自身も過去にそういった方がおられた。2年後に田を売っている。宅地造成して。そういうような方もおられるので、気をつけていっていただきたい。

会長 他にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことですので、議案第36号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり許可することといたします。

会長 続きまして、議案第37号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

議案第37号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

今回、4条申請が3件、面積は1,064.00㎡、5条申請が9件、面積は5,115.30㎡です。

それでは、まず、最初に4条申請の内容についてご説明いたします。

議案書5ページをご覧下さい。位置図及び許可基準を併せてご覧ください。

4条申請1番は、寒江地区において、資材置場を整備する計画であります。申請人は、農業用機械器具の輸出販売を行う個人事業者であります、転用の概要といたしましては、近年、農機具の買い取りが増加しており、在庫が増え既存敷地が手狭であることから隣接地において資材置場を整備するため申請されたものでございます。申請地北側については、10ヘクタール未満の農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が実施されていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。また、申請地南側については、10ヘクタール未満の農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

4条申請2番は、婦中地域神保地区において、住宅敷地を拡張する計画であります。転用の概要といたしましては、土地の相続で地

目を調査したところ、地目が畑になっていたことから是正のため今回申請されたものでございます。申請地は既に雑種地化されており、申請書には始末書の添付がございました。申請地は10ヘクタール未満の農地の集団規模であり過去に土地改良事業が実施されていないことから、農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

4条申請3番は、婦中地域神保地区において、資材置場及び駐車場を整備する計画であります。申請者はお墓の設置等を行う個人事業者であります。転用の概要といたしましては、申請人は事業用の車両として石材運搬車やパワーショベル等の車両を多数所有しておりますが、既存敷地が手狭なことから、隣接地に新たに資材置場及び駐車場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は既に雑種地化されており始末書の添付がございました。申請地は10ヘクタール以上の農地の集団規模ではございませんが過去に土地改良事業が実施されており、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

議案書6ページをご覧ください。5条の申請内容についてご説明いたします。

5条申請1番は、山室中部地区において、駐車場を整備する計画であります。申請人の△△△△は、電気部品の組立加工、電気制御装置の製造を主に行っております。転用の概要といたしましては、業績拡大により、社員を増員したため、従業員の駐車場が不足していることから、隣接地において駐車場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5条申請2番は、豊田地区において、資材置場を拡張する計画であります。申請人の▲▲▲▲は、公共事業を中心に土木工事業を営んでおります。転用の概要といたしましては、業績が順調に伸びており、受注の増加に伴い資材置場が飽和状態になっているため、新たな資材置場の確保が急務となっていることから今回申請されたものでございます。申請地は既に雑種地化されており、申請書には始末書の添付がございました。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5条申請3番は、寒江地区において、車両置場及び資材置場を整備する計画であります。申請人の■ ■ ■ ■ は、自動車整備業を営んでおります。転用の概要といたしましては、既存敷地の整備工場ですら主に大型車両や特殊車両の修理検査を行っておりますが、近年、顧客の増加により、車両置場が手狭であり、業務に支障をきたしてお

り、新たな車両置場及び資材置場の確保が急務となっていることから今回申請されたものでございます。申請地から半径500mの範囲内に教育施設が2施設、全面道路に上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請4番は、大沢野地域下夕地区において、農機具格納庫を整備する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は兼業で農業を営んでおりましたが、退職を機に、高齢化が進む地元の農地を集積し専業農家となり、農機具を保管する格納庫が必要となったことから今回申請されたものでございます。申請地は10ヘクタール未満の農地の集団規模で過去に土地改良事業が実施されていないことから、農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

議案書7ページをご覧ください。5条申請5番は、大山地域上滝地区において、駐車場を整備する計画であります。申請人の◇◇◇◇は、葬祭業を営んでおります。転用の概要といたしましては、霊柩車や営業車、従業員の駐車場が不足していることから、営業所に近接した申請地において新たに駐車場を整備するため申請されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請6番は、大山地域上滝地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は現在、大山地域の実家で同居しておりますが、子供が産まれるにあたり実家が手狭になるため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため申請されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請7番は、婦中地域鶉坂地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市内の共同住宅にて居住しておりますが、子供が生まれ手狭になってきたため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため申請されたものでございます。申請地から半径500mの範囲内に医療施設が2施設、全面道路に上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

議案書は8ページになります。5条申請8番は、婦中地域鶉坂地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は現在、申請地周辺の共同住宅で居住しておりますが、子供が大きくなり、手狭であるため申請地と隣接する宅地において住宅建築のため申請されたものでございます。申請地から半径500mの範囲内に医療施設が2施設、全面道路に上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件

となります。

5条申請9番は、婦中地域神保地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は現在、申請地周辺の共同住宅で居住しておりますが、子供が生まれ手狭になったため相互扶助に適した実家の隣接地において住宅建築のため申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

〇〇委員 4条の3番、事務局からの説明報告内容をもう一度説明してもらいたい。許可基準について。

事 務 局 申請地ですが10ヘクタール未満の農地の集団規模でございます。過去に土地改良事業が実施されていることから、農地区分は第1種農地、許可基準はその集落で業務上必要な施設という事で、集落接続を適用しております。

〇〇委員 その業務上必要な施設というのはどういうことか。石屋さんがその集落に必要なのか。

事 務 局 農地法第5条の第1種農地の許可基準についてですが、その集落で居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接して設置されるものという許可基準がございます。住んでおられる方が業務をやっておられまして、そこで業務上必要な施設であります。

〇〇委員 集落に必要な施設という表現されたから。たまたま集落に居住されておられるから、今回の基準については集落接続ということだと思います。集落に必要な施設という言い方はおかしいなという確認です。

事 務 局 わかりました。

会 長 他にご意見、ご質問等がないようですので、これらの案件につい

て、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第37号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第38号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第38号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、9ページから22ページです。

利用権設定は、今回は107件の貸し手から申し出があり、契約期間は、1～2年が2件、3～5年が16件、6～9年が24件、10年が65件です。設定面積は、547,843.00㎡です。

11ページ1番から2番までは、農地中間管理機構を通すものであります。11ページ3番から22ページ110番が相対であります。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第38号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、議案第39号空き家に付随した農地の指定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第39号空き家に付随した農地の指定についてご説明いたします。

議案書のページは、23ページです。

今回の申請件数は、1件です。

別紙の位置図を併せてご覧ください。

位置図の斜線の箇所が、今回申請のありました農地です。太線で囲んである箇所が、空き家の所在地です。

農地は1筆です。所在地は婦中町○○○です。

面積は○○○㎡です。空き家の所在地は婦中町○○○です。

以上でございます。

会長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました空き家に付随した農地の指定について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、これらの案件について、空き家に付随した農地の指定をすることに異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、議案第39号空き家に付随した農地の指定について、原案どおり決定することといたします。

会長 続きまして、報告事項に入ります。

第31号 農地法第3条の3の規定による受理について

第32号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について

第33号 農地法第18条第6項の規定による通知について

事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局 報告事項第31号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、24ページから32ページです。

今回の受理件数は16件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせん希望については、ありませんでした。

報告事項第32号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第

7号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは33ページから39ページまでです。

今回の受理件数は、4条が6件、5条が15件、合わせて21件、面積は合わせて11,332.00㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、39ページの15番です。

報告事項第33号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、40ページから44ページです。

解約件数は12件で、解約面積は38,955.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。以上でございます。

会 長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 　特に何もないようですので、これをもちまして、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。

会 長 　次に、3. 協議事項として、農業委員会互助会懇親会について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 　（事務局説明）

会 長 　ただいま、説明がありました互助会懇親会について、開催の有無のご意見等を承りたいと思います。

会 長 　それでは、互助会懇親会については、事務局から提案のあった2月月次総会の日で開催する予定として、よろしいでしょうか。

（異議なしとの発言あり）

会 長 　異議なしとのことですので、事務局は新型コロナウイルス感染症の感染対策などを検討し、開催の準備をしてください。

会 長 　次に、4. 事務連絡等について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 　（事務局説明）

□ □ 委員 先ほど配布された富山県農業委員会大会の9ページに記載されているガイドライン対応、この日数が富山県で目標8.3日。我々が求められている活動記録簿の日数が6日以上ということになっているわけですが。富山県の活動目標8.3日と我々が提出している6日間とこれは同一のものを指しているのでしょうか。

事務局 活動目標とは活動日数を示していると思いますが、富山市は6日以上を目標としています。県のガイドラインですので、どのような形で積算しているかわかりませんが、恐らく15市町村の目標を平均としていると思われれます。市町村の規模によっては活動がしやすい、しにくいところもあり、他の市町村が10日で設定されていると思うのですが、富山市は6日以上とさせていただいております。

□ □ 委員 同一のものだと考えてよろしいですか。

事務局 同じものを指しておりまして、数字が違っているものです。

□ □ 委員 県の平均実績が7.6。富山が6。若干目標と乖離しているが、いろいろ問われても大丈夫であると認識しておればいいのですね。

事務局 大丈夫でございます。

□ □ 委員 わかりました。

会長 それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。